

平成 30 年度 茨城県魅力映画支援事業 概要

茨城県の様々な魅力を広く発信し、知名度の向上、県内の経済活性化及び観光客誘客を図ることを目的に、公募により本県を舞台・題材にした映画の撮影を行う制作会社等に対して、本県内でのロケーション費用等に対する助成を行います。

1 対象となる映画

以下の条件にすべて該当するもの。

- (1) 茨城県内で宿泊を伴った撮影が行われ全国で上映(50館以上)されること。
- (2) 茨城県の様々な魅力を広く発信し、知名度の向上、県内の経済活性化及び観光誘客に資するものと認められるものであること。
茨城県を舞台・題材にした作品、地名やナレーション等が入り作品の観客が茨城県の具体的な場所を認識できる作品、かつ茨城県の魅力を伝え観光誘客に繋がる内容であることが必要。
- (3) 原則として申請した年度内に映画の成果品、上映スケジュール等を提出すること。
- (4) 市町村の支援が得られるものであること。
- (5) 政治的又は宗教的意図を有していないこと。
- (6) 公序良俗に反するなど反社会的非難を受けるおそれのあるものでないこと。
- (7) 補助金の交付を前提としたものでないこと。
- (8) 補助金の交付対象となる経費が、他の補助金の交付対象でないこと。

2 対象となる経費

前提①：原則として県内で行われる撮影に要する経費。

※県外であっても映像効果作業費は含む。

前提②：支払いを証明する領収書・受領書等の写しを提出できること。

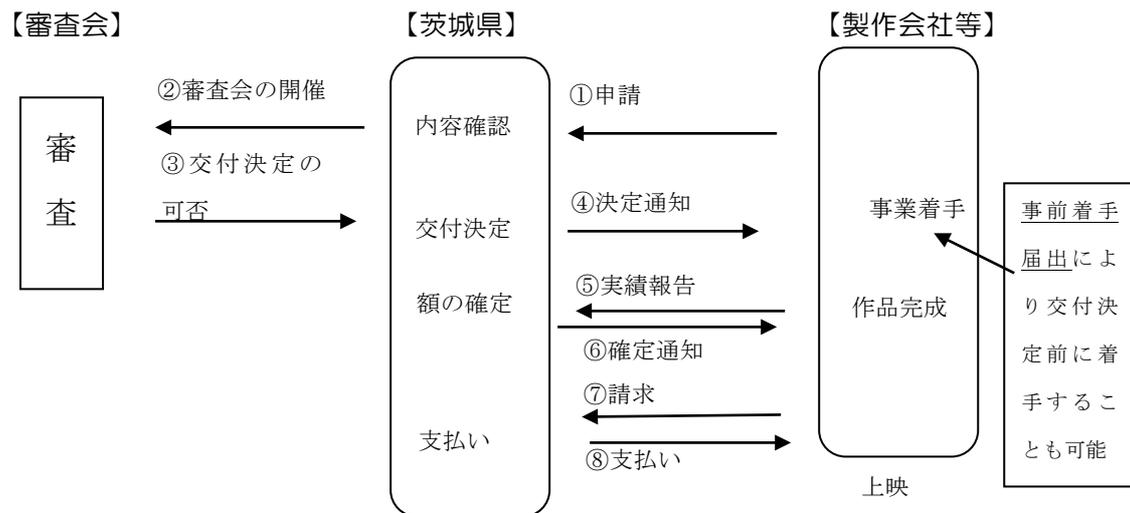
- (1) 広報・PR 費:申請書提出から実績報告までの作品のメディア掲載等の費用
- (2) 宿泊費：県内で宿泊する撮影スタッフや出演者の宿泊代（撮影準備の宿泊費用含む）
- (3) 食糧費：県内の業者に手配した、県内の撮影場所で必要な弁当・ケータリング代等。
- (4) 交通費：撮影スタッフや出演者の制作会社の本拠事務所のある都道府県から県内撮影場所までの往復交通費及び県内での撮影移動費。
- (5) 燃料費：県内で給油したガソリン代。
- (6) 車両機材等貸上料：県内で借りるレンタカーや県内移動のために利用したタクシー代、県内ロケで使用する機材レンタル料。

- (7) 施設使用料：ロケで使用了した県内の施設の使用料。
- (8) ロケセット設置費：県内でのロケセット設置のため、県内業者を利した資材調達等の経費及び設置する土地の使用料等
- (9) 設営撤去費：県内業者によるロケセット等の撤去（県内で再活用する場合は、移築）費用
- (10) 現地人件費：俳優やエキストラ及び現地撮影補助（警備員等）に係る人件費
- (11) 映像効果作業費：CG等の特殊効果に係る作業費

3 補助金の額

- (1) 補助の割合 経費の2分の1以内。
- (2) 補助金の額の上限 10,000千円
(ただし、市町村の支出する補助額の同額以内とする。)

4 申請の流れ



5 審査員等

営業戦略部部長等，委員4名で構成

6 スケジュール

募集期間 4月26日～5月25日(1ヶ月間)
 6月上旬 審査会開催
 6月中旬 交付決定